

平 17. 1. 25
総 24- 7
基礎小28- 7

地方財政関連資料

目 次

1	最近の三位一体の改革に関する動き・・・・・・・・・・	1
2	三位一体の改革について（H16.11.26 政府・与党合意）・・・・・	2
3	三位一体の改革について（H16.12.24 閣議決定）・・・・・	12
4	平成17年度における「三位一体の改革」の姿・・・・・・・・・・	21
5	平成17年度地方財政収支見通しの概要・・・・・・・・・・	22

最近の三位一体の改革に関する動き

平成16年

6月 4日

「骨太方針2004」の閣議決定

- ・平成18年度までの三位一体の改革の全体像を平成16年秋に明らかにし、年度内に決定する。
- ・税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
- ・その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

6月 9日 国庫補助負担金改革の具体案のとりまとめについて
内閣府から地方六団体へ要請

8月18日 全国知事会議、地方六団体会長会議
19日 (改革案の提出了承)

8月24日 地方六団体が総理に改革案を提出
経済財政諮問会議において説明

9月 3日 閣僚懇談会（総理指示）

9月 7日 三位一体の改革に関する大臣会合（官房長官発言）

9月14日 国と地方の協議の場（第1回／以降8回開催）

10月26日 四大臣会合（第1回／以降17回開催）

10月28日 各省意見の締め切り

11月 （政府・与党・地方間での協議・調整）

11月26日 「三位一体の改革について」政府・与党合意
← 全体像の取りまとめ

12月24日 「三位一体の改革について」閣議決定

三位一体の改革について

平成 16 年 11 月 26 日
政 府 ・ 与 党

国と地方に関する「三位一体の改革」を推進することにより、地方の権限と責任を大幅に拡大し、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることで、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で自主的、効率的に選択できる幅を拡大するとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図る。

政府・与党は、「基本方針 2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成 18 年度までの三位一体の改革の全体像について、下記のとおり合意する。

国庫補助負担金改革については、平成 17 年度及び平成 18 年度予算において、3 兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。

税源移譲は、別紙 1 のとおり、平成 16 年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね 3 兆円規模を目指す。この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

地方交付税については、平成１７年度及び平成１８年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うなど、「基本方針２００４」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、２０１０年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成１７年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に１００％算入（現行７５％）する。決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成１７年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

記

１．国庫補助負担金の改革について

（１）総額

平成１７年度予算、平成１８年度予算において、地方向け国庫補助負担金について３兆円程度の廃止・縮減等の改革を別紙２のとおり行う。

（２）各分野

文教

- ①義務教育制度については、その根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持する。その方針の下、費用負担についての地方案を活かす方策を検討し、また教育水準の維持向上を含む義務

教育の在り方について幅広く検討する。

こうした問題については、平成１７年秋までに中央教育審議会において結論を得る。

- ②中央教育審議会の結論が出るまでの平成１７年度予算については、暫定措置を講ずる。

社会保障

- ①国民健康保険については、地方への権限移譲を前提に、都道府県負担を導入する。

公共等その他

- ①国の関与の必要のない小規模事業等については、廃止・縮減等を行う。
- ②公共投資関係の補助金の交付金化については、省庁の枠を越えて一本化するなど、地方の自主性・裁量性を格段に向上させる。地域再生の取り組みにおいても三位一体の改革に資するものとなるよう留意する。
- ③歴史的、地理的、社会的事情等の特殊事情に鑑み、沖縄等特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、その趣旨を踏まえ必要な措置を講ずる。

(３) 国による基準・モニター等チェックの仕組み

補助負担金の廃止・縮減によって移譲された事務事業については、地方団体の裁量を活かしながら、確実に執行されることを担保する仕組みを検討する。

2. 税源移譲について

税源移譲は、別紙１のとおり、平成１６年度に所得譲与税及び税源移譲予定特例交付金として措置した額を含め、概ね３兆円規模を目指す。

この税源移譲は、所得税から個人住民税への移譲によって行うものとし、個人住民税所得割の税率をフラット化することを基本として実施する。あわせて、国・地方を通じた個人所得課税の抜本的見直しを行う。また、地域間の財政力格差の拡大について確実な対応を図る。

3. 地方交付税の改革について

- (１) 平成１７年度、平成１８年度は、地域において必要な行政課題に対しては、適切に財源措置を行うなど「基本方針２００４」を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する。あわせて、２０１０年代初頭の基礎的財政収支黒字化を目指して、国・地方の双方が納得できるかたちで歳出削減に引き続き努め、平成１７年度以降も地方財政計画の合理化、透明化を進める。
- (２) 税源移譲に伴う財政力格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲に伴う増収分を、当面基準財政収入額に１００％算入（現行７５％）する。
- (３) 決算を早期に国民に分かりやすく開示する。平成１７年度以降、地方財政計画の計画と決算の乖離を是正し、適正計上を行う。その上で、中期地方財政ビジョンを策定する。
- (４) 不交付団体（人口）の割合の拡大に向けた改革を検討する。
- (５) 引き続き交付税の算定方法の簡素化、透明化に取り組む。また、算定プロセスに地方関係団体の参画を図る。

4. 国による関与・規制の見直し

地方からの提言に係る国による関与・規制の見直しについては、別紙3のとおりとする。

併せて、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、地方公共団体のニーズを踏まえ、地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等について、別紙4の措置を講ずる。

5. その他

上記について、経済財政諮問会議において、適切にフォローアップ（追跡調査）を行う。

1. 概ね 3 兆円規模の税源移譲を目指す。

2. 概ね 3 兆円規模の税源移譲のうち、その 8 割方について次のとおりとする。

・義務教育費国庫負担金（暫定）	8,500 億円程度
（平成 17 年度分（暫定）	4,250 億円）
・国民健康保険	7,000 億円程度
・文教（義務教育費国庫負担金を除く）	170 億円程度
・社会保障（国民健康保険を除く）	850 億円程度
・農水省	250 億円程度
・経産省	100 億円程度
・公営住宅家賃収入補助	640 億円程度
・総務省、環境省	90 億円程度
平成 16 年度分	6,560 億円程度

税源移譲額 合計	24,160 億円程度
----------	-------------

3. 平成 17 年中に、以下について検討を行い、結論を得る。

- (1) 生活保護・児童扶養手当に関する負担金の改革
- (2) 公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱い
- (3) その他

(注)

- ① 生活保護費負担金及び児童扶養手当の補助率の見直しについては、地方団体関係者が参加する協議機関を設置して検討を行い、平成 17 年秋までに結論を得て、平成 18 年度から実施する。
- ② 公立文教施設費の取扱いについては、義務教育のあり方等について平成 17 年秋までに結論を出す中央教育審議会の審議結果を踏まえ、決定する。

平成 17 年度及び平成 18 年度に行う 3 兆円規模の国庫補助負担金改革の工程表

	取組み状況	概 要
内閣本府	10 億円程度	生活情報体制整備等交付金、交通事故相談所交付金、民間資金等活用事業調査費補助金等
総務省	90 億円程度	消防防災設備整備費補助金（緊急消防援助隊関係設備分を除く）、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金、情報通信システム整備促進費補助金 等
文部科学省	義務教育費国庫負担金 8,500 億円程度の減額（暫定） （うち 17 年度分（暫定）4,250 億円）	減額相当分は税源移譲予定特例交付金（教職員給与費を基本に配分）により措置
	その他の国庫補助負担金等 230 億円程度	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、教員研修事業費等補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備整備費等補助金 等
厚生労働省	9,340 億円程度	国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、児童保護費等補助金（産休代替保育士費等補助金等）、在宅福祉事業費補助金（生活支援ハウス等）、社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金 等
農林水産省	3,040 億円程度	経営体育成基盤整備事業費補助、治山事業費補助、農道整備事業費補助、水土保持林整備治山事業費補助、協同農業普及事業交付金、農業委員会交付金 等
経済産業省	180 億円程度	小規模企業等活性化補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、産業再配置促進環境整備費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金 等
国土交通省	6,460 億円程度	公営住宅家賃対策等補助（公営住宅家賃収入補助）、住宅産業構造改革等推進補助金、土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費等補助金、特定賃貸住宅建設融資利子補給補助 等
環境省	540 億円程度	環境監視調査等補助金、鳥獣等保護事業費補助金、廃棄物処理施設整備費補助 等
合計	28,390 億円程度	

（注） 28,390 億円のうち 17,700 億円は税源移譲につながる改革

4,700 億円はスリム化の改革

6,000 億円は交付金化の改革

国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

NO.	省庁名	事 例	各 府 省 の 対 応
1	厚生労働省	木造による社会福祉施設の整備が困難。	構造改革特区において入居者の安全が確保されている場合に容認している。
2	厚生労働省	幼稚園、保育所の施設設置基準が異なり、保育所は調理室をもうけることが義務づけられている。公立保育所についても基準の見直しがされていない。	構造改革特区において公立保育所の外部給食搬入を容認している。
3	農林水産省	中山間地域総合整備事業により整備した活性化施設では直売施設等が認められていない。	地域再生計画の申請があり、認定基準を満たす場合、活性化施設を直売施設などに転用することを認める。
4	財 務 省	国庫補助事業で整備した施設の目的外使用の場合、補助金を返還しなければならないため、ボランティア団体への貸出しができない。	合理性がある場合には、各省各庁の長の承認を受けることにより補助目的外に転用できる。なお、地域再生プログラムで認定を受ければ転用は可能。
5	経済産業省 環境省	廃棄家電の引取等に関する監督業務について地方公共団体は権限を有していない。	現行制度でも対応可能であるが、効果的運用等について真摯に検討する。
6	国土交通省	福祉のまちづくりでの地方の総合行政に際して、バリアフリー法による国の基準、審査、命令が障害となっている。	基準、審査の廃止、地方への権限移譲は困難だが、市町村のバリアフリー化の基本構想の作成を支援する。
7	厚生労働省	個別的労使紛争の解決が国の事務とされ、地方と競合している。	複数の機関がそれぞれの性格に合った機能を持ち、当事者が選択できるシステムとしている。
8	農林水産省	持続性の高い農業生産方式の導入に際して、地方の特性を生かすことができない。	持続性の高い農業生産方式の範囲(同方式を構成する技術)について、都道府県の要望を踏まえた拡充を行う。
9	国土交通省 農林水産省	海岸保全施設の整備が一体的にできない。	平成17年度から、大臣間協議等の活用による一体的な整備を推進する。
10	経済産業省	商工会議所の定款(役員及び部会部分)変更の認可権限が国と都道府県に分かれている。	地方からの提案の詳細、具体的なニーズ等を確認した上で、真摯に検討する。

(注) 地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案」(別表3)について、各府省から提出された検討結果等をまとめたものである。

国による関与・規制の具体的事例に対する各府省の対応

NO.	省庁名	事 例	各 府 省 の 対 応
11	農林水産省	大規模な農地転用について国の許可、協議が必要。	農地制度改革の中で検討していく。
12	環 境 省	国定公園内の新たな遊歩道整備に係る計画変更が困難。	すでに規制は廃止されている。
13	国土交通省	新住宅市街地開発法に基づき造成した宅地の処分に関して、国交大臣との協議が必要だが、時間がかかり、迅速な処分が困難。	協議に係る都道府県等の負担軽減を図ることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
14	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る土地利用計画の一部変更に時間を要し、迅速な処分が困難。	土地利用計画の柔軟な見直しを容易にすることにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
15	国土交通省	新住宅市街地開発法に係る小規模宅地処分が困難。	民間事業者を積極的に活用することにより、迅速な処分を促進するよう検討を進める。
16	農林水産省	松くい虫の防除作業のための区域指定の協議に時間がかかる。	平成16年中に、協議期間を従来の30日から15日に短縮する。
17	厚生労働省	認可保育所の入所要件が障害となっている。	条例の定め等によって現行制度でも対応可能である。
18	国土交通省 農林水産省 環 境 省	地方公共団体の各種基本計画にかかる国の関与が障害となっている。	必要な措置であり廃止困難であるが、必要に応じて、協議時間の短縮化、地方公共団体の負担軽減のための措置を検討する。(国土交通省、農林水産省、環境省)
19	厚生労働省	職業能力開発校の設置が義務づけられており、利用者が少なくなっても廃校できない。	職業訓練の機会が十分確保されないおそれがあり、廃止できない。
20	各 府 省	国から地方公共団体への資料提出要求が後を絶たず、地方の過大な負担になっている。	各府省において、地方の指摘を踏まえ、地方公共団体の過重な負担にならないよう適切に運用すべき。(総務省)

地方公共団体向け補助金等の執行過程における適正化等

地方公共団体向け補助金等（以下「補助金等」という。）の執行については、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減の観点から、これまでも各般の措置がとられてきているが、現状においてもなお不十分であるとの地方の声を国として真摯に受け止め、そのニーズを踏まえた抜本的な改善を図るために、以下の措置を講ずるものとする。

- 補助金等の交付決定については、年度後半とりわけ年度末近くに行われている補助金等が少なくない現状に鑑み、できる限り第1四半期に行うように努め、遅くとも原則上半期に行う。

また、補助金等の交付についても、概算払い等を可能な限り活用し、上記の趣旨を踏まえ、地方公共団体の円滑な事業執行に資するよう早期に行う。

- 地方向け補助金等の交付申請手続きについては、事前手続きも含め、一層簡素化することとし、各省各庁において地方の要望を聴取し、各大臣が責任を持って具体的改善を図る。
- なお、地方公共団体の事業執行の円滑化、事務負担の軽減のみならず、自主性の尊重の観点からも、できる限り地方の裁量権を確保できる仕組みとなるような交付金化等を図る。

これらは、地方のみならず、国の行政効率化にも著しく資することを踏まえ、その実現のため、各大臣は自らリーダーシップをとって改革に取り組み、実施状況を官房長官に報告することとする。

三位一体の改革について

〔平成16年12月24日(金)
閣 議 決 定〕

三位一体の改革については、平成17年度予算が閣議決定されたところであるが、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」(平成16年6月4日閣議決定)に基づき、平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意(平成16年11月26日)を踏まえ、引き続き、政府一丸となって取り組む。

平成 17 年度における三位一体の改革の概要

1. 平成 17 年度における国庫補助負担金改革…………… 1
 2. 平成 17 年度における税源移譲等…………… 4
 3. 平成 17 年度における交付税改革…………… 5
- (交付金化関係資料…………… 別葉)

平成 16 年 12 月 24 日

1. 平成 17 年度における国庫補助負担金改革

国庫補助負担金改革額：17,681 億円程度（別紙 1）

税源移譲に
つながる改革

11,239 億円程度
(税源移譲額
11,160 億円)

(別紙 2)

スリム化の改革

3,011 億円程度

交付金化の改革

3,430 億円程度

(別葉)

平成 17 年度に行う国庫補助負担金改革

所 管	取 組 み 状 況	概 要
内閣本府	17 億円程度	生活情報体制整備等交付金、交通事故相談所交付金、民間資金等活用事業調査費補助金等
総務省	70 億円程度	消防防災設備整備費補助金（緊急消防援助隊関係設備分を除く）、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金等
文部科学省	義務教育費国庫負担金（暫定） 4,250 億円 ----- その他の国庫補助負担金等 328 億円程度	減額相当分は税源移譲予定特例交付金（教職員給与費を基本に配分）により措置 ----- 要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、教員研修事業費等補助金、高等学校等奨学事業費補助金、学校教育設備整備費等補助金等
厚生労働省	7,428 億円程度 （うち国民健康保険関係は 5,449 億円）	国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、児童保護費等補助金（産休代替保育士費等補助金等）、在宅福祉事業費補助金（生活支援ハウス等）、社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金等
農林水産省	1,479 億円程度	経営体育成基盤整備事業費補助、治山事業費補助、農道整備事業費補助、水土保持林整備治山事業費補助、協同農業普及事業交付金、農業委員会交付金等
経済産業省	56 億円程度	小規模企業等活性化補助金、中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、産業再配置促進環境整備費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金等
国土交通省	3,378 億円程度	公営住宅家賃対策等補助（公営住宅家賃収入補助）、住宅産業構造改革等推進補助金、土地利用転換計画策定等補助金、土地分類調査費等補助金等
環境省	665 億円程度	環境監視調査等補助金、鳥獣等保護事業費補助金、廃棄物処理施設整備費補助等
その他省庁	9 億円程度	
合計	17,681 億円程度	

（注 1） 17,681 億円程度のうち 11,239 億円程度は税源移譲につながる改革

3,011 億円程度はスリム化の改革

3,430 億円程度は交付金化の改革

（注 2） 端数処理の結果、単純合計と合計欄の計数は一致しない

別紙 1

税源移譲の取組み（17 年度）

所 管	税源移譲額 (億円)	内 訳
内閣本府	0	
総務省	30	消防防災設備整備費補助金、地域情報通信ネットワーク基盤整備事業費補助金、 地方選挙電磁的記録式投票補助金
文科省	4,250（暫定）	義務教育費国庫負担金（暫定）
	167	要保護及準要保護児童生徒援助費補助金、高等学校等奨学事業費補助金、 学校教育設備整備費等補助金、教員研修事業費等補助金、地方スポーツ振興費補助金、 高等学校校定時制及通信教育振興奨励費補助金
厚労省	5,449（国保） 854（その他）	国民健康保険国庫負担、養護老人ホーム等保護費負担金、在宅福祉事業費補助金、 児童保護費等補助金、医療施設運営費等補助金、母子保健衛生費負担金、 国民健康保険特別対策費補助金、医療関係者養成確保対策費等補助金、 保健衛生施設等設備整備費補助金、国民健康保険広域化等支援事業費等補助金、 麻薬取締員等交付金、疫病予防対策事業費等補助金、麻薬等対策推進費補助金、 児童福祉事業対策費等補助金
農水省	54	農業近代化資金利子補給等補助金、漁業近代化資金利子補給等補助金、 森林資源地方公共団体管理費補助金、農業信用保証制度円滑化対策費補助金、 森林資源管理費補助金
経産省	15	中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金、輸入関連事業者集積促進事業費補助金、 産業再配置促進環境整備費補助金、工業団地造成利子補給金
国交省	320	公営住宅家賃収入補助
環境省	21	環境監視調査等補助金、鳥獣等保護事業費補助金
合 計	11,160	

※各補助金については、目全体ではなく、その一部を税源移譲対象とするものも含む。

2. 平成17年度における税源移譲等

所得譲与税

1兆1,159億円

(都道府県及び市区町村へ譲与)

内 訳	6,910億円 (新規分)	国民健康保険国庫負担 養護老人ホーム等保護費負担金 公営住宅家賃対策等補助(うち家賃収入補助分) その他
	4,249億円 (継続分)	義務教育費国庫負担金(共済長期負担金等) 児童保護費等負担金(うち公立保育所運営費) 介護保険事務費交付金 その他

税源移譲予定特例交付金

6,292億円

(都道府県へ交付)

内 訳	4,250億円 (新規分)	義務教育費国庫負担金(17年度における暫定的な 減額措置分)
	2,042億円 (継続分)	義務教育費国庫負担金(退職手当及び児童手当分)

合計(税源移譲等)

1兆7,451億円

3. 平成17年度における交付税改革

1 安定的財政運営に必要な地方交付税総額の確保

○ 地方交付税

16兆8,861億円→16兆9,000億円程度
(前年度比100億円程度増、0.1%程度増)

2 地方財政計画と決算の一体的乖離是正

(投資的経費(単独)(-)7,000億円程度(一般財源ベースで(-)3,500億円)
経常的経費(単独)(+)3,500億円程度
・市町村合併の推進
・電子自治体の推進
・保育所運営費超過負担の解消

3 地方財政計画の合理化と地方財政の健全化

(1) 「基本方針2003」に沿って、地方財政計画の歳出の見直し

① 職員数の削減等

「基本方針2003」の目標(平成18年度までに、「地方財政計画計上人員を4万人以上純減」)を踏まえ、警察官の増員を織り込んだうえで、計画計上人員を全体として1万人以上純減。合わせて、民間委託の拡大、技能労務職員の給与の是正、退職時特別昇給の廃止による退職手当の削減により、給与総額を抑制。

	削 減	増 員	全 体
職員増減	▲16,400程度	+4,000程度 (警察官等)	▲12,400程度

② 投資的経費(単独)の抑制

「基本方針2003」の目標(平成18年度までに、「平成2～3年度の水準(12兆7千億円程度)を目安に抑制」)を踏まえて抑制

▲3.0%程度(規模是正分除き、6年連続しての対前年度比マイナス)

③ 経常的経費(単独)の抑制

「基本方針2003」の目標(「現在の水準以下に抑制」)を踏まえて抑制

▲0.4%程度(規模是正分、一般財源化分等除き、4年連続しての対前年度比マイナス)

上記のような取組みにより、歳出全体を抑制
(△1.3兆円程度(国保調整交付金を除く))

	歳出全体規模	公債費等除きの一般歳出
地方財政 計 画	▲1.5%程度 (4年連続しての前年度マイナス)	▲1.7%程度 (6年連続しての前年度マイナス)

(いずれも国保調整交付金を除く)

(2) 新規発行地方債の減

10.0兆円→ 9.0兆円程度
(△0.9兆円程度、△9.2%程度)

4 税源移譲等に伴う財政力格差拡大への適切な対応

税源移譲等に伴い、団体間の収入の格差が拡大しないようにしつつ、円滑な財政運営、制度の移行を確保するため、税源移譲等に伴う増収分は、当面基準財政収入額に100%算入(通常75%)し、交付税の財源保障・調整機能を適切に発揮することで確実に調整

5 経営努力が報われる算定の改革

行政改革による経費の削減や徴収率の向上など、地方団体の経営努力に応える算定を実施し、効率的な運営を促進

交付金化の改革について(3, 430億円程度)

「従来型」の補助金

- ・ 補助対象は、個別事業(施設)ごとに内容を審査
- ・ 個別事業(施設)ごとの補助基準により補助額を決定
- ・ 事業の進捗に変更が生じた場合でも、他の類似の事業に振替えはできない

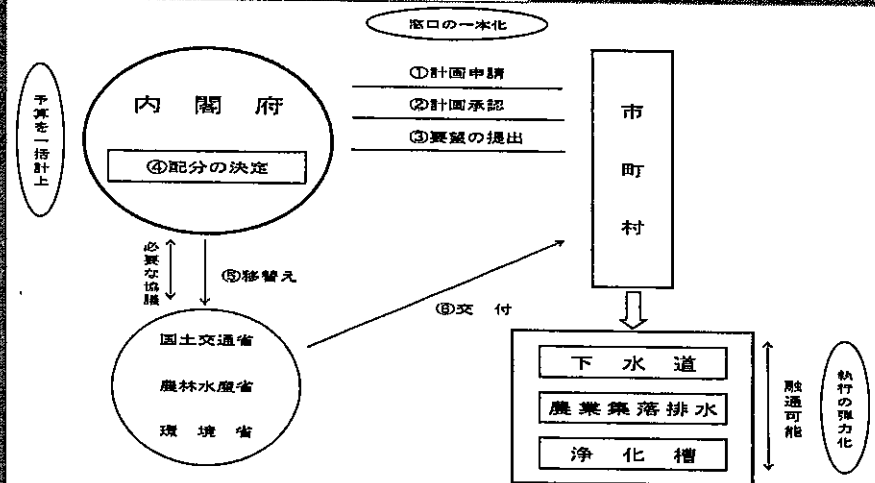
「交付金化」による地方の自由度・裁量性の拡大【例】

- ・ 一本の交付金(一本の計画)に基づき、地方は自由な事業選択が可能
- ・ 各自治体は、交付額の範囲内において、弾力的に執行
- ・ 事業の進捗等に応じ、事業間の振替えが可能

省庁横断的な新たな交付金制度の創設 810億円

- 污水处理施設整備交付金(仮称)
(下水道、農業集落排水、浄化槽等) 490億円
- 道整備交付金(仮称)(道路、農道、林道) 270億円
- 港整備交付金(仮称)(港湾、漁港) 50億円

<具体的なスキームの例: 污水处理施設整備交付金>



- 各事業の採択は、それぞれに制度ごとに実施
 - 申請、交付等の手続は、それぞれの省庁に対して行う
 - 各年度の予算は、他事業への融通等ができない
- 一本の交付金の下、地域再生計画(仮称)に基づき、地方の裁量により自由な施設整備が可能
- 計画の申請、予算要望等の手続は、窓口を一本化することにより大幅に簡素化
- 地方は、事業の進捗等に応じ、事業間での融通や年度間の事業量の変更が可能

その他の交付金制度の拡充・創設 2, 620億円程度(注)

<主な交付金の例>

- まちづくり交付金(拡充) (16年度予算 1,330億円→) 1,930億円
【目的】地域の特性を活かしたまちづくりを実施し、全国都市再生を効率的に推進
【概要・メリット】
・ 道路、公園、河川等について、市町村が策定する都市再生整備計画に基づき実施
・ 交付金を計画に位置付けられたいずれの施設に充てるかは自由
・ 市町村の提案事業も支援対象とする

- 地域住宅政策交付金(新規) 580億円
【目的】公営住宅の建設や面的な居住環境整備など総合的な地域住宅政策を推進
【概要・メリット】
・ 公営住宅の整備、密集住宅市街地の整備等について、地方公共団体が策定する計画に基づき弾力的に実施可能
・ 交付金を計画に位置付けられたいずれの施設に充てるかは自由
・ 地方公共団体の提案事業も支援対象とする

- 循環型社会形成推進交付金(新規) 263億円
【目的】廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)化のため、広域的かつ総合的な廃棄物処理施設整備を推進
【概要・メリット】
・ リサイクル施設、焼却・熱回収施設、最終処分場等の整備について、市町村が策定する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施
・ 交付金を計画に位置付けられたいずれの施設に充てるかは自由
・ 国と地方が協議会を設け、構想段階から協働で施策を推進

- 地域介護・福祉空間整備等交付金(新規) 866億円
【目的】地域再生の推進の観点から、介護・福祉基盤を整備
【概要・メリット】
・ 地域密着型サービス拠点等について、地方公共団体が策定する計画の範囲内で弾力的な執行が可能
・ 交付金を計画に位置付けられたいずれの施設に充てるかは自由

- 次世代育成支援対策施設整備費等交付金(ハード交付金)(新規) 167億円
【目的】次世代育成支援対策の充実を図る観点から、地域の実情に応じ、子育て支援サービス基盤を整備
【概要・メリット】
・ 保育所等について、地方公共団体が策定する整備計画の範囲内で弾力的な執行が可能
・ 交付金を計画に位置付けられたいずれの施設に充てるかは自由

(注)この他にも、各省庁において、地方の自主性・裁量性を高めるための補助金改革が行われている。

平成17年度における「三位一体の改革」の姿

1 国庫補助負担金の改革

○ 税源移譲に結びつく国庫補助負担金の改革 (①+②)	11,239億円
① 一般財源化	6,989億円
・ 国民健康保険国庫負担	(5,449億円)
・ 養護老人ホーム等保護費負担金	(567億円)
・ 公営住宅家賃対策等補助 (うち公営住宅家賃収入補助) など	(320億円)
② 義務教育費国庫負担金の暫定的減額	4,250億円
○ 国庫補助負担金のスリム化	3,011億円
○ 国庫補助負担金の交付金化	3,430億円
平成17年度改革額合計	17,681億円

2 税源移譲等

○ ①に対応した税源移譲 (所得譲与税)	6,910億円 ③
○ ②に対応した税源移譲等 (税源移譲予定特例交付金)	4,250億円 ④
○ 平成17年度の改革に対応する移譲額 (③ + ④)	11,160億円

<参考> 平成16、17年度分を合わせた税源移譲等の額

・ 所得譲与税	
③ + (平成16年度に措置した額(4,249億円))	= 11,159億円
・ 税源移譲予定特例交付金	
④ + (平成16年度に措置した義務教育費国庫負担金の退職手当及び児童手当の平成17年度所要額(2,042億円))	= 6,292億円
合 計	17,451億円

3 交付税の改革

- 安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確保
16兆8,979億円 (前年度比117億円、0.1%増)
- 投資的経費(単独)と経常的経費(単独)の決算かい離の一体的是正
(一般財源ベースで3,500億円)
- 「基本方針2003」等に沿った地方歳出の見直し、抑制
歳出規模 前年度比△1.3兆円 (△1.5%) 程度 (国保調整交付金を除く)
- 税源移譲等に伴う財政力格差拡大への適切な対応
税源移譲等に伴う増収分を基準財政収入額に100%算入 (現行75%)

平成17年度地方財政収支見通しの概要

平成17年1月19日現在

項 目		平成17年度 (見 込)	平成16年度	増減率 (見 込)	備 考
歳入歳出規模 (国保調整交付金を除く)		約 837,700 億円 〔約 834,200 億円〕	846,669 億円 〔 846,669 億円〕	約 ▲ 1.1 % 〔約 ▲ 1.5 %〕	
地方一般歳出 (国保調整交付金を除く)		約 673,200 億円 〔約 669,700 億円〕	681,049 億円 〔 681,049 億円〕	約 ▲ 1.2 % 〔約 ▲ 1.7 %〕	公債費(企業債を含む。)等 を除く歳出
歳 出	給与関係経費	約 227,200 億円	229,990 億円	約 ▲ 1.2 %	※1 平成17年度一般財源化 に係る影響額等を除く。 ※2 投資的経費との一体的 是正+3,500億円を除い た場合。 ※3 一般行政経費との一体 的是正▲7,000億円(一般 財源ベース▲3,500億円)を 除いた場合。
	一般行政経費				
	うち単独分 ※1	約 119,700 億円	116,650 億円	約 2.6 %	
	〔乖離是正前〕※2	〔約 116,200 億円〕		〔約 ▲ 0.4 %〕	
	公 債 費	約 133,800 億円	136,779 億円	約 ▲ 2.2 %	
	投資的経費				
	うち単独分	約 123,700 億円	134,700 億円	約 ▲ 8.2 %	
	〔乖離是正前〕※3	〔約 130,700 億円〕		〔約 ▲ 3.0 %〕	
	公営企業繰出金	約 28,700 億円	30,797 億円	約 ▲ 6.9 %	
	うち企業債償還費				
歳 入	普通会計負担分	約 20,600 億円	21,841 億円	約 ▲ 5.8 %	1 交付税特別会計借入金 ・平成17年度末見込み 約 51.7 兆円 (うち地方負担分 約 33.6 兆円) 平成16年度末見込み 約 50.2 兆円 (うち地方負担分 約 32.8 兆円) 2 地方の借入金残高 ・平成17年度末見込み 約 205 兆円
	その他	約 8,100 億円	8,956 億円	約 ▲ 9.7 %	
	地 方 税 A	333,189 億円	323,231 億円	3.1 %	
	地 方 譲 与 税	18,419 億円	11,452 億円	60.8 %	
	うち所得譲与税	11,159 億円	4,249 億円	162.6 %	
	地方特例交付金	15,180 億円	11,048 億円	37.4 %	
	うち税源移譲予定 特例交付金	6,292 億円	2,309 億円	172.5 %	
	地 方 交 付 税 B	168,979 億円	168,861 億円	0.1 %	
	臨時財政対策債 C	32,231 億円	41,905 億円	▲ 23.1 %	
	「一般財源総額」 (A+B+C)	534,399 億円	533,997 億円	0.1 %	
地 方 債 (臨時財政対策債を除く)		90,388 億円	99,543 億円	▲ 9.2 %	

(注) 本表は、地方公共団体の予算編成のための目安として作成したものであり、計数は精査の結果、異動する場合がある。